

○津市児童館の設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日条例第122号

改正

平成24年12月21日条例第37号

津市児童館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童の健全育成を図るため、児童厚生施設として、児童館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津市さくら児童館	津市中河原2075番地
津市まん中こども館	津市大門7番15号
津市久居児童センター	津市久居北口町862番地5
津市一志児童館	津市一志町高野160番地699
津市川合児童館	津市一志町八太1008番地1

(事業)

第4条 児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするとともに、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な事業を行う。

(使用者の範囲)

第5条 児童館を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する18歳未満の者及びこれを同伴する保護者等

(2) 子供会活動、母親クラブ活動その他児童福祉活動に奉仕する者

(3) その他市長が適当と認める者

(使用の許可)

第6条 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、児童館の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

(1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。

(2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者その他児童館を利用する者(以下「使用者等」という。)が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第12条 市長は、児童館の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 津市まん中こども館(以下「こども館」という。)の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) こども館の使用の許可に関する業務
- (2) こども館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いこども館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) こども館の管理に係る事業計画書
- (2) こども館の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) こども館の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) こども館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) こども館の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) こども館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) こども館の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第19条 市長は、こども館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第22条 第13条の規定により指定管理者にこども館の管理を行わせる場合における第6条、第7条、第9条第1項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に合併前の津市児童館の設置及び管理に関する条例(昭和50年津市条例第6号)、久居市児童センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年久居市条例第1号)又は一志町児童館設置条例(昭和58年一志町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年12月21日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 附則第4項の規定 平成25年6月1日
- (津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第109号)は、廃止する。

(指定管理者の指定に係る準備行為)

- 3 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、津市まん中こども館（以下「こども館」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。
（施行日前における使用許可手続）
 - 4 この条例の施行日以後の使用に係るこども館の使用許可手続については、施行日前においても行うことができる。ただし、この場合における使用許可は、市長が行うものとする。
（施行日前における使用許可手続に関する経過措置）
 - 5 前項の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市児童館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
-